

# サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市役所の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

## 1 窓口にご相談します

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市役所の窓口にご相談しましょう。

## 2 要介護・要支援認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市役所の窓口にて要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証 (40～64歳の人の場合)

◆各種申請や届け出の書類には原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものを持参してください。詳しくは市役所の窓口へお問い合わせください。

## 2 基本チェックリストを受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。

## 3 調査と審査が行われます

### ●認定調査

心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。

※全国共通の調査票が使われます。



### ●主治医意見書

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

### ●一次判定(コンピュータ判定)

調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。

### ●二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に市町村から送られてきます。

## 4 認定結果をお知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。

## 介護サービス (介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P9へ

## 介護予防サービス (予防給付)

を利用できます

地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をいっしょに利用できます。



P12へ

## 介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

市町村が行う、65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

P16へ

## 介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス (身体介護、生活援助、ゴミ出しや移動支援など)
- 2 通所型サービス (機能訓練、身体介護、ミニデイサービスなど)

## 一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。



## 介護予防・生活支援サービス事業対象者

生活機能の低下がみられた

生活機能の低下がみられなかった